

## ●特集1 地方自治と子どもの権利

## こども基本法で問われる自治体の役割

野村武司 [のむらたけし]

東京経済大学現代法学部教授・弁護士



子ども基本法制の整備によって、こども施策の現場である自治体の役割は一層重要となり、その力が問われてくる。地方こども計画、子どもの権利条例、子ども参加の仕組み等、自治体のこども施策のこれからについて考える。

## 子ども基本法制の成立

2022年6月、こども基本法、こども家庭庁設置法及び同法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（いわゆる「整備法」）が制定された（以下、「子ども基本法制」という）。これらは、政府及び与党議員の提出による法律である<sup>1)</sup>。審議過程において、わかりやすいところでは、こども家庭庁と関わって、子どもに関する施策の所管が多岐にわたり、しかもバラバラに行われていること（いわゆる「縦割り」）が立法事実の一つとして強調されていた。また、法案提出に際して作成された衆議院調査局内閣調査室の資料<sup>2)</sup>によれば、立法事実の第一に少子化問題が位置

づけられていることがわかる。

他方、政府及び与党においても、国連・子どもの権利委員会から、総括所見を通じて、「児童の権利に関する包括的な法律を採択し、また既存の法令を本条約の原則及び規定と完全に調和させるための措置をとるよう、強く勧告」されていることが立法事実の一つとして意識されており、法律においても、こども基本法の目的規定（第1条）で、「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」とされ、条約（以下、「子どもの権利条約」という）の一般原則を織り込んだ形でこども施策の基本理念を定め、こども家庭庁設置法の任務規定（第3条）にも反映されている。

また、法案審議の際のキーワードにもなっ

ていた「こどもまんなか社会」について、当時の野田聖子担当大臣は、「こどもまんなか社会とは、常に子供の最善の利益を第一に考えて、子供に関する取組、政策が我が国社会の真ん中に据えられる社会のことであります。子供が保護者や社会の支えを受けながら自立した個人として自己を確立していく主体、言い換えれば、権利の主体であることを社会全体で認識すること、そして、保護すべきところは保護しつつ、子供の意見を年齢、発達段階に応じて尊重し、そして、子供の権利を保障し、子供を誰一人取り残さず、健やかな成長を後押しする、そんな社会であると考えています。」としており、子どもの権利について言及し答弁したことは銘記されてよい<sup>3)</sup>。

国連・子どもの権利委員会は、日本国政府に対して、子どもの権利に関する包括的立法の必要性について再三勧告してきたことを踏まえると、「ようやく」ということにはなるが、こうした意味で、こども基本法をはじめとする子ども基本法制は、わが国においてようやく制定された子どもの権利に関する包括的法律と位置づけてよく、また、子どもの権利について、これまで必ずしも熱心ではなかった政府・与党がこれを提案したことの意味も大きい。

## こども基本法と地方自治

子ども基本法制は、その制定に際して、こども家庭庁を中心に国のこども施策のプラットフォームのあり方が注目される形で議論されてきており、それはそれとして重要であるが、こども施策の実際を考えると、その現場である自治体のこども施策のあり方が、子ど

も基本法制としても、実は重要なテーマなはずである。

こども基本法第2条は、子ども施策について、「こども施策」と表記し、「こどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策」と定義し、その例示として、①新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援、②子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援、③家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備を挙げている。

同条は、こども施策を、法律ごとの事務事業の列挙ではなく、カテゴリーとして概念的に定義づけており、そこには、文部科学省がおおむね引き続き担うこととなった教育を含めて、子どもに関連する施策は、全てこの「こども施策」に含まれるものと考えられている。こうして定義づけられたこども施策は、言うまでもなく具体的には、個別の法律に根拠を持つものと言えるが、ただし、こども施策を事務事業として実施する権限は、法律上、たいていの場合、国ではなく、自治体、なかんずく基礎的自治体である市区町村にある。

こども施策の多くがこども家庭庁に移管等されるということは、大きな変革ということになるが、実は、その実施主体が変わるわけではないという点には留意する必要がある。こども家庭庁へのこども施策の移管等は、「省庁縦割り」を解消するということを意味するが、実際の実施主体である自治体が、これまでと変わらず、個別の法律の論理のみに従って事務事業を実施するのであれば、「省

庁縦割り」は解消するかもしれないが、「法律縦割り」は変わらないことになる。

もっとも、これまでも、こども施策について、国のレベルで所管が分かれていた施策であっても、自治体では、(教育委員会所管のものを除き) 首長の権限とされており、元来、総合行政としてこれを行うことが期待されている。子どもの権利条例(子ども条例)を制定し<sup>4)</sup>、こども施策を、子どもの権利保障の下理念として統合し、包括的かつ総合的にこれを実施している自治体はすでにみられるが、実際は、大多数の自治体で、個別法律に定められた事務事業を、法律に従って、もっぱらその論理の下、ある意味、「誠実に」実施しており、結果として、「法律縦割り」は自治体行政の文化ともなっている。

その意味では、こども施策の実施にとって、次に述べるこども基本法第3条のこども施策の「基本理念」の規定は極めて重要であるが、さらに、これを実現するためには、地方自治の力が不可欠であると言える。

## こども施策の基本理念と地方こども計画

こども基本法第3条は、①生命・成長・発達の権利をはじめとして、②差別されることなく、③子どもの思い、考え、意見が尊重される中で、④子どもの最善の利益が保障される、といった子どもの権利条約の一般原則を踏まえた事項を規定し、こども施策は、これらを基本理念として行わなければならないとしている。すなわち、今後、子ども基本法制下では、こども施策の実施は、こども施策における事務事業を定める個別の法律に従うだけでは十分ではなく、こども基本法第3条に定めるこども施策の基本理念に従って、子ど

もの権利保障のために包括的かつ総合的に実施される必要がある。上述の通り、こども施策の現場であり、こども施策における事務事業の実施主体である自治体は、個別法律ごとにそれぞれ行っているこども施策を、この基本理念の下、子どもの権利を保護し促進するものとして体系づけ、実施することが求められている。

これを具体化する仕組みとしてこども基本法が用意しているのが、第10条の地方こども計画(都道府県こども計画、市町村こども計画)である。こうした行政計画手法については、法律上多用されており、実は、令和2年以降、地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会でそのあり方について議論されてきている<sup>5)</sup>。すなわち、国は、(子ども施策に限ったことではないが)子ども施策について立法する場合、子ども施策における事務事業の実施主体が自治体であり、それを確実に実施させることの担保として、当該法律に、地方行政計画について規定することを当たり前のように行っている。しかし、地方行政計画相互において、法律間、施策間の調整はもとより整合性を考えられていることは稀である。加えて、自治体は、法律ごとに地方行政計画の策定を求められ、さらに、策定の義務づけ、公表の義務づけで、それが努力義務であったとしても、計画を策定せざるを得ない雰囲気となり、自治体の現場では、ほとんど同じ部署数人でいくつもの計画を作るという実態がみられ、端に自治体に負担を強いることだけになっているとの指摘がある。

例えば、子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」、子どもの貧困対策

の推進に関する法律第9条に基づく「子どもの貧困対策についての計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「自立促進計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「再犯防止推進計画」、平成24年の厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知に基づく「社会的養護推進計画」等、そして、「子ども・若者育成支援計画」などがそれぞれである。

こうした行政計画の法律ごとの乱立は、まさに「法律縦割り」「省庁縦割り」の弊害であり、こうした中、こども基本法に、こども施策全体に係る基本理念が定められたこと、そして、地方こども計画を定める第10条で、都道府県については第4項、市町村については第5項で、「法令の規定により都道府県（または市町村）が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。」との規定が入ったことの意味は大きい。この場合の地方こども計画は、策定については努力義務、公表については義務づけの形をとっているが、むしろ上記の個別法に基づく地方行政計画を、こども施策の基本理念の下、子どもの権利保障を推進するための計画目標を定め、一体として一つの計画にすることが好ましい。これまで、個別法に基づく計画を作ってきた自治体にとってみれば、さらに手間をかけることになるが、各計画の終わりがそろえる時期などを目途の一つの計画を作るなどの工夫をしながら、子ども基本法制の意義に即した対応が必要である。

例えば、豊島区では、2006年に、豊島区子どもの権利条例を制定し、第30条で、「区は、子どもの権利に関する施策を、総合的に

実行するために、次に掲げる事項について推進計画を策定しなければなりません。」として、子どもの権利を推進するための推進計画が条例に位置づけられている。これに基づいて、2015年に、「豊島区子どもプラン（子ども・子育て支援事業計画を含む）」が策定されているが、ただし、当初は、法律縦割りの性格が強く課題も多かった。2020年、複数の計画の終わりの時期が重なるタイミングで、条例により設置された子どもの権利委員会と、計画を所管していた青少年問題協議会が共同でこの問題に取り組み、法律ごとに乱立していた計画を一本にまとめ、子どもの権利に関する施策を総合的に実行するための「豊島区子ども・若者計画」を策定し、さらに後述するPDCAサイクルを前提とした評価・検証の仕組みも整えつつある。

なお、地方こども計画を策定し、こども施策を基本理念に即した施策として再構成する際には、こども基本法第11条に従い、「当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講」じなければならない点には留意する必要がある（後述）。

## 子どもの権利条例と

### 子ども基本法制下でのこども施策の実施

(1) 子どもの権利条例（子ども条例）は必要である

例えば、東京都下の自治体の一部で、国にこども基本法が、そして都にこども基本条例が制定されたので、市区町村でさらに、子どもの権利条例（子ども条例）を作る必要がないとの認識があると聞いている。しかし、これは誤りである。

上述の通り、①子ども基本法制ができたことで、特に、こども施策の実施主体である基礎的自治体の役割が一層重要になっていること、②自治体は、これまで、子ども施策を、個別法律の論理に従って法律ごとに行えばすんでいた部分があるが、今後は、全ての自治体で、こども基本法のこども施策の基本理念の下、地方自治的に工夫をして、こども施策を包括的総合的にかつ具体的に行う必要があること、そのためには、③同基本理念をもとに、自治体の政策目標と接合した形で、こども施策の目標を定め、こども施策における全ての事務事業を包括的に総合した形で具体的に実施するための計画に落とし込まなければならないこと、さらに、④こども施策を実現するために、自治体組織を整えるときともに、子どもの権利を保護し、さらに促進するための仕組みを、自治体で整えなければならないこと等が求められている。

そして、自治体が、その有する資源を活かしながら、これらのことを果たすためには、こども基本法が制定されたということだけでは不十分で、自治体それぞれが子どもの権利条例（子ども条例）を作り、これを根拠として、地に足の着いたこども施策を包括的総合的かつ具体的に実施する形を整えていくことが最もふさわしい。こうした取り組みを先進的に行っている自治体も増えてきているが、言い方を換えると、子ども基本法制下の自治体子ども法政策として、もはやこれに取り組むことは先進的なのではなく、全ての自治体が当然取り組まなければいけない課題ということになる。

(2) 国にわかりやすい組織ではなく、子どもにわかりやすい行政組織が必要である

こども施策を上記のように推進するためには、自治体においても行政組織を整える必要がある。地方自治法は、自治体の行政内部組織の設置について、首長の権限としているが、ただし、首長直近下位の組織については条例事項であるとしており、たいていの場合、「組織条例」という名称の条例でそれを定めている（第158条）。

こうした地方自治法の規定、さらに組織条例は、汎用性のある規定あるいは法規であることから、実体的内容は反映されておらず、例えば、地方自治法第158条第2項では、「普通地方公共団体の長は、……内部組織の編成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。」と、簡素・効率性を規定するにとどまっている。

その結果として（かどうかは定かではないが）、これまで、多くの自治体は、「国と同じような組織」、つまり、多少のプラスアルファはあるものの、法律ごとに編成された、法律を分掌するための組織、換言すれば、法律を所管する省庁に対応した組織編成となっていることが多い。国にはわかりやすいが、市民にとっては複雑でわかりにくい組織になっている。

しかし、子どもの権利を保護し促進するためには、行政組織もまた、基本理念の下、こども施策を展開する行政組織として、「子ども」にフォーカスして「子ども」に包括的かつ総合的に対応する組織になっている必要がある。こども家庭庁設置の意義は、自治体からの視点で言えば、自治体の行政組織が国の省庁に対応する組織になるという文化を背景

として、国が「庁縦割り」解消を目指した点にあるとみられるが、こども基本法、こども家庭庁が、なお、「法律縦割り」の痕跡を残していることを踏まえると<sup>6)</sup>、自治体として、子どもの権利条例（子ども条例）における根拠づけもしながら、さらに、こども施策の推進に向けた組織編成を行うことも考えてよい<sup>7)</sup>。

### (3) 子ども参加の仕組みを作る必要がある

こども基本法第11条は、「こども施策に対するこども等の意見の反映」の規定を設け、「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」としている。

この規定は、こども施策の基本理念として掲げられている「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。」（第3条第3号）、「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。」（同第4号）にかかる根幹の規定であり、子どもの権利条約の一般原則の一つである「子どもの意見の尊重」（条約第12条）を背景に持っている。

こども基本法第11条は、「講ずるものとする」との規定から明らかなように、自治体に対してもこれを義務づけており、その意味で、少なくともこども基本法施行ののちは、必ず実施しなければならない。規定としては子どもだけを対象とするものではないが、基本理念を踏まえて言えば、子ども参加は、子

どもの権利の根幹に当たるもので、その意味で、子ども参加を具体化する必要がある。子どもの権利条例（子ども条例）を制定している自治体では、条例に、「子ども会議」などの規定を設ける例もある。

こども施策に子どもの意見を反映しようとする場合、いわば大人の都合だけで、「意見をもらいたい」と言っても実質的なものとはならない。日常的に子どもが様々な課題に参加する仕組みを整え、そこに大人が聴きに行くという姿勢が大切である。そのためには、子ども会議や子ども議会がイベントになりがちなこと踏まえて、単なるイベントにとどまらない子ども参加の仕組みを、子どもの権利条例（子ども条例）で整えていく必要がある。

### (4) こども施策は評価・検証の結果が実行されて進化する

こども施策の推進についての計画的手法は、これまで個別法律でそれぞれ当然のように採用され、上述の通り、自治体は、何ら調整を行うことなく、個別法律に従う形で誠実に、法律の趣旨に即した計画目標を定め、計画の策定を行ってきた。そして、その実施に当たっては、法律の範囲内で、当該法律の論理に従って、これを推進してきたと言ってよい。

こども基本法第10条第4項及び第5項が、計画について、「一体のものとして作成することができる」とした趣旨は、乱立した計画を整理する意味合いもあるが、なによりも、「法律縦割り」を解消し、こども施策の基本理念の下で、計画を一体化することで、包括的かつ総合的に子どもの権利保障を実現することを目指したものと理解すべきである。今

後は、さらに個別の法律の上の目標、つまり、それらを達成することで、子どもの権利をどのように保護し促進するかを考える必要があるということでもある。

このことは、こども施策の評価においても重要な観点である。こども施策の評価は、具体的な手法として、PDCA サイクルを基本として、こども計画に位置づけられた事務事業の実績評価によって行われ、これまでこうした事務事業の実績評価が個別法律の論理によって立てられた目標値との関係で評価されてきたが、今後は、さらにそれらを達成することによって、子どもの権利を保護し促進しているかという指標によって評価されることになる。

政策評価は、数値で表すことのできる定量的評価は目標値さえ決まれば容易にできるが、「子どもの権利をいかに保護し促進したか」という定性的な評価は容易であるとは言えず、自治体の政策評価の現場でも避ける傾向にあった。子どもの権利保障という点で言うと、もちろん数値で表すことのできる目標値に従った定量的評価はそれ自体わかりやすく大事ではあるが、それが子どもの権利にどの程度影響を与えたかという定性的評価と結びつくものでないと意味がない（つまり、1000 枚配布するという目標を掲げて、1000 枚配布したということは重要なことではあるが、そのことによって子どもの権利の何がどれだけ保障されたのかを評価できなければ意味がない）。

また、そうした評価は、まずは、行政の自己評価が大切ではあるが、定性的評価をするためには現場専門性を含む専門性を要する事柄でもあるので、第三者評価が好ましく、その仕組みは、子どもの権利条例（子ども条

例）で整えられるべきである。ただし、そうした評価は、「大人の考える子どもの最善の利益」に過ぎない場合も多いことから、こども基本法第 11 条に従い、子ども参加という形で、子どもの意見を反映させる必要がある。子ども参加のあり方については上述の通りである。

#### (5) 子どもの相談・救済の仕組みは子どもの権利の保護及び促進にとって不可欠である

子どもの権利保障についてこれを独立した立場から監視する仕組み（Independent monitoring）は、子どもの権利条約を批准した国の中核的義務の一つである。国連・子どもの権利委員会は、2002 年の子どもの権利の保護および促進における独立した国内人権機関の役割についての「一般的意見第 2 号」でこうした仕組みの設置および運営に関する詳細な指針を示し、2003 年の一般的意見第 5 号（「子どもの権利条約の実施に関する一般的措置」）においても、その設置を求めており、特に、2009 年の一般的意見第 12 号（意見を聴かれる子どもの権利）では、条約第 12 条の意見を聴かれる子どもの権利が課す、締約国の「中核的義務（Core obligations）」の一つとしてこうした機関の設置を位置づけている。こうした機関は、子どもの思い、考え、意見（his or her own views）を届け、子どもの最善の利益を図る、またはそれを促す組織であり、かかる機関の独立性も踏まえて言うと、いわば、「政府からはちゃんとした距離感を保った子どもの代弁者」であると言ってよい。

こうした仕組みは、国際的には国の仕組みとして約 85 カ国で採用されているが、わが国においては、1998 年の兵庫県川西市の子

どもの人権オンブズパーソン条例の制定以降、子どもの権利条例（子ども条例）を根拠に持つ自治体子どもの相談・救済機関（委員または委員会）として広がっており、国際的にも特徴となっている。わが国の法制度として、こども施策における事務事業の権限が自治体にあることを踏まえると、こうした仕組みが自治体から広がったことには意味がある。子どもの相談・救済機関の役割としては、①個別救済、②制度改善、③子どもの権利の普及・啓発を挙げることができるが、諸外国の仕組みが、②③の傾向が強いものに対して、わが国の場合は、①の傾向が強い。ただし、条例上は、②の規定を有しているところも多いので、活用されることが期待される。また、③については、子どもの相談・救済機関を知ってもらうという意味での広報活動が中心であるが、子ども参加を踏まえた子どもの権利の普及・啓発にシフトすることが望まれる。

課題も見えてきている。国連・子どもの権利委員会のわが国に対する第4・5回の総括所見（2019年）で指摘されているが、委員報酬は低額に抑えられており、独立性を確保した活動をするための財政的裏づけが脆弱であること、活動の要とも言える委員を補助するいわゆる専門調査相談員が会計年度職員として雇用されることが多く、報酬も低く身分も不安定である点などが挙げられる（専門調査相談員の設置の意義を理解していない自治体もある）。また、行政組織上の位置づけも、例えば、こども施策における事務事業を多く所管する子育て支援課などに置かれることが多く、組織を支える事務職員が子どもの相談・救済機関の職員として身分的に専念できず、職員の職務としての独立にも課題があ

る。

自治体子どもの相談・救済機関は、教育相談や心理相談、あるいは法律相談を含めた専門相談機関が、専門性を標榜する反面、（意識しているか否かに関わらず）「それとして相談してください」というメッセージを出しているのに対して、子どもに、「困ったら、つらかったら、気持ちが晴れなかったら相談に来て下さい」とのメッセージを出しており、何の問題であるかは、むしろ相談・救済機関の側が、子どもとの話の中から見立てるという仕組みをとっている。また、解決に当たっても、基本的に子どもを飛び越えて解決を図ることはせず、「これならできる」と子どもが思えるやり方で解決を図るということを行動指針（「オンブズワーク」と言われることがある。）としており、条例上は、「申立て」「要請」などの仕組みも持っているが、調整活動で解決されることも多い。

いずれにせよ、自治体の子どもの相談・救済機関は、子どもの人権侵害等の救済から、子ども施策の制度改善まで見通した仕組みであり、こども施策を真に子どもの権利保障のためのものにするためには不可欠の仕組みであり、言うまでもなく、子どもの権利条例（子ども条例）で位置づける必要がある。なお、こども基本法の制定過程の中で、国のかかる機関（子どもコミッショナーとして議論されてきている。）の設置は見送られた。一部に、自治体に子どもの相談・救済機関が制定されれば足り、国には必要がないとの意見がある。しかし、わが国の子ども施策は、すでに述べた通り、自治体に子ども施策における事務事業の実施権限があるとしても、それは国の法律で根拠づけるという仕組みをとっている。国は、その実施に当たって多くの通



知を出していることも周知のことであり、とりわけ子どもの権利保障を踏まえた制度改善を行う上では、国の問題として取り上げる必要があり、国の子どもコミッショナーは、自治体の相談・救済機関とは異なる意味で必要である。

## おわりに

2022年に制定された子ども基本法制は、2023年4月に施行される。これまで、子ども家庭庁を含めて国の問題として議論が活発になされてきている反面、自治体または地方自治の問題として、具体的にどうあるべきかの議論は、自治体としても一般には「待ち」の状況で、必ずしも十分になされているとは言いがたい<sup>8)</sup>。他方で、子どもの権利条例(子ども条例)の制定の動きも加速しているようにもみられる。自治体としては、子どもの権利条例(子ども条例)を制定して、これに取り組む姿勢が重要であるというのが筆者の立場であるが、今後、こうした取り組みがなされることを期待したい。

## 注

1) 子ども家庭庁設置法及び整備法は、内閣提出のいわゆる閣法に当たり、子ども基本法は、自民党、公明党の与党議員11名の衆議院提出のいわゆる衆法に当たる。審議に際しては、立憲民主党、日本維新の会から別に法案が衆議院に提出されており、同時に審議され、後2法案否決ののち、6月15日、賛成多数で可決された。施行は、2023年4月1日である。

- 2) 衆議院調査局内閣調査室「子ども家庭庁設置法案(内閣提出第38号) 子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第39号)に関する資料」
- 3) 第208回国会衆議院内閣委員会会議録(2022年4月22日)・野田国務大臣答弁。
- 4) 2000年に、川崎市が川崎市子どもの権利に関する条例を制定して以降、現在、60を超える自治体で、同種の条例が制定されてきている。参照、子どもの権利条約総合研究所ホームページ <http://npocrc.org/wp-content/uploads/2022/10/jorei2210.pdf>
- 5) 参考、地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会の第108回部会(令和2年8月5日)内閣府ホームページ <https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kaigi/kaigikaisai/kaigikaisai-index.html>
- 6) 国の場合は、法律を執行する責任を明示する必要もあることから、ある程度そうせざるを得ない部分もある。他方で、子ども家庭庁の設置に伴って、これまで組織的に一体であった施策が、省をまたがって所管されるようになったり、子ども家庭庁に統合されても庁内で「局」に分散されたりするなど、新たな「縦割り」の懸念も生じている。
- 7) 近年の傾向として、首長直近下位の組織として条例で、「子ども家庭部」といった組織を置くことも多くなっており、好ましい傾向である。ただし、子ども家庭部の分掌事務として、例えば、①乳幼児期の教育・保育に関すること、②子ども・若者支援に関すること、③その他子ども・子育て支援に関することといった場合に、法律縦割りを想起する組織になっていることが多い。
- 8) 子ども基本法第11条に関連して、内閣官房子ども家庭庁設立準備室から、2022年11月14日に、「子ども基本法に基づく子ども施策の策定等への子どもの意見の反映について」との事務連絡が、参考資料と共に、都道府県・政令市に向けて発出されている点は重要である。[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo\\_seisaku\\_suishin/ikenhanei/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_seisaku_suishin/ikenhanei/index.html)

一喝破風雲 子どもの権利の未来…………… 齋藤山治…………… 1

## ●特集1 地方自治と子どもの権利

子どもの権利と法、自治体……………	荒牧重人……………	4
こども基本法で問われる自治体の役割……………	野村武司……………	13
子どもの声を自治体に活かす ——主権者としての子どもの意見表明・参加のあり方……………	林 大介……………	22
社会的養護の子どもの権利保障——児童自立支援施設に焦点をあてて……………	伊藤嘉余子……………	28
災害時・緊急時の子どもの権利保障——まず、子どもの声を聴くことから……………	安部芳絵……………	34

## ●特集2 別荘地の現代的課題

近代別荘地の動態と、別荘地の現代的な利用変化に伴う変容と課題……………	小山晴也……………	40
高原リゾート地における別荘開発と都市計画的対応の推移……………	浅野純一郎……………	56
別荘地における管理のあり方——課題と展望……………	浅生重機……………	69
移住者支援と公的関与——多様化する暮らし方と荒廃する別荘地……………	難波 悠……………	77
二セコ町の景観・環境対策とまちづくり……………	片山健也……………	86
京都市における「別荘・空き家税」導入をめぐる……………	田中 治……………	91

書評 松谷満『ポピュリズムの政治社会学——有権者の支持と投票行動』……………	木寺 元……………	96
新刊紹介 『協同労働入門』/『地方分権と条例』/『東京・再開発ガイド』……………		98